

令和 8 年度（2026 年度）八王子市 雨水浸透施設設置補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、雨水の流出を抑制し、並びに地下水の涵養を促し、健全な水循環の再生を図るため、八王子市内で雨水浸透施設を設置するものに対し、その設置に要する費用の一部について、市が予算の範囲内で交付する補助金につき、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において雨水浸透施設とは、八王子市内の住宅等の既存建物の屋根に降った雨水を地下に浸透させる構造をもった雨水浸透ます及び雨水浸透管（雨水浸透トレンチ）で、別に定める八王子市雨水浸透施設設置基準に適合するものをいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の対象者は、市内に建物、若しくはその敷地を所有している者、又は所有する者の同意を得た者とする。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- （1） 八王子市宅地開発指導要綱（平成 5 年 4 月 1 日決裁）第 3 条に規定する事業に伴い雨水浸透施設を設置するもの
- （2） 八王子市集合住宅等建築指導要綱（平成 5 年 4 月 1 日決裁）第 3 条に規定する事業に伴い雨水浸透施設を設置するもの
- （3） 都市計画法第 43 条等の規定により、雨水浸透施設を設置するもの
- （4） 国、地方公共団体及びその他これらに準ずる団体
- （5） この要綱により補助金の交付を受けようとする雨水浸透施設を設置する建物に、同一年度内にこの要綱により市の補助金を受けて雨水浸透施設を設置したことがあるもの
- （6） 本市において市税を滞納している者
- （7） 雨水浸透施設を設置する敷地の建物が、仮設住宅であるもの
- （8） 雨水浸透施設を設置する敷地又は建物が、不動産業者、建築業者等により売買を目的として所有又は使用されているもの
- （9） 屋根面積が 20 m² 未満の建物であるもの
- （10） 建物の新築、増改築に伴い設置するもの

（対象区域）

第 4 条 対象区域は市内全域とする。ただし、次の各号に掲げる区域を除く。

- （1） 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域
- （2） 前号に掲げるもののほか、雨水浸透施設を設置することにより安全性等が損なわれるおそれのある区域

（施工者）

第 5 条 雨水浸透施設の設置工事は、八王子市下水道条例（昭和 41 年八王子市下水道条例第 9 号）第 10 条に規定する八王子市排水設備工事

指定工事店が施工するものとする。

2 施工にあたっては、標準工事費単価を踏まえたものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別に定める標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額の10分の9に相当する額、又は、当該工事に要した額(消費税を含む。)の10分の9に相当する額のうちいずれか少ない額とする(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする)。ただし、市の定める雨水浸透強化地区内に設置されるものについては、「10分の9」を「10分の10」とする。

2 補助金の限度額は、400,000円とする。

(交付申請)

第7条 補助の交付を受けようとするものは、雨水浸透施設設置補助金交付申請書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 内訳を含む設置工事の見積書
- (2) 雨水浸透施設配置図
- (3) 雨水浸透施設構造図
- (4) 浸透施設の貯留浸透能力を示す書類

2 前項の申請は、設置工事の着手前に行うものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による交付決定にあたり、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

3 市長は前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(変更申請等)

第9条 交付の決定を受けたものは、申請内容に変更が生じたときは、必要な書類を添えて雨水浸透施設設置工事変更申請書(第4号様式)により市長に変更申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知する。

3 市長は前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めたときは、雨水浸透施設設置補助金変更不交付決定通知書(第6号様式)により申

請者に通知する。

4 交付の決定を受けたものが、第7条に規定する申請を取下げるときは、雨水浸透施設設置申請取下届（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

（設置完了報告）

第10条 交付の決定を受けたものは、雨水浸透施設の設置工事後、速やかに雨水浸透施設設置完了報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年（2027年）1月31日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 工事の内訳が分かる工事費領収書、又はそれに準ずるもの
- （2） 工事写真
- （3） 竣工図（平面図と構造図）

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する完了報告書を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、その報告書の内容が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金額を確定し、雨水浸透施設設置補助金額確定通知書（第9号様式）により、交付の決定を受けたものに通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、雨水浸透施設設置補助金交付請求書（第10号様式）により、速やかに補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、内容を審査し、補助金を交付する。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき、又は市長の付した条件に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

（維持管理）

第15条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、定期的な点検・清掃等を行う等、雨水浸透施設機能の維持のため適切な維持管理に努めなければならない。

（維持管理協定）

第 16 条 この要綱により第 11 条に規定する通知を受けた者は、前条の規定により、雨水浸透施設の維持管理に関する協定書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条第 1 項）

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

申請者 住所 _____

ふりがな

氏名 _____

電話 _____ () _____

雨水浸透施設設置補助金交付申請書

八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第 7 条第 1 項に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、市税の納付状況について確認されることに同意します。

記

設置場所	八王子市 _____
交付申請額 算定方法	
交付申請額	円
工事に要する額	円
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指定工事店名	住所 名称 電話 担当者氏名 担当者電話

暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。（□にレチェック）

- ・暴力団による利用があるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会されることがあります。
- ・交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明し、八王子市暴力団排除条例第 9 条の規定による交付の取り消しがあった場合は、給付（補助）金を返還します。

※添付書類：見積書（工事内訳を含む）・図面（配置図・構造図）・貯留浸透能力資料

※下記の欄には記入しないで下さい。

工事費選定	標準工事費	・	工事に要する額	受 付
特記事項				
本申請書を受理し、市税納付状況を照会する。				
課長	主査	主任	課員	担当

様

八王子市長

雨水浸透施設設置補助金交付決定通知書

令和 年(年) 月 日付で交付申請のあった雨水浸透施設設置補助金について、審査の結果交付することを決定したので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、施工は更新世の内容で実施し、雨水浸透施設の機能を維持するために定期的な点検・清掃など、適切な維持管理を行ってください。

補助対象工事の内容を変更する場合または中止する場合は、速やかに工事変更申請書または取下届を提出してください。

記

交付決定金額 円

八環下第
令和 年（ 年） 月 日 号

様

八王子市長

雨水浸透施設設置補助金不交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で交付申請のあった雨水浸透施設設置補助金については、審査の結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

（理 由）

第 4 号様式（第 9 条第 1 項）

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

申請者 住所 _____

ふりがな

氏名 _____

電話 _____ () _____

雨水浸透施設設置工事変更申請書

雨水浸透施設設置工事の変更をしたいので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

交付決定日	令和 年 月 日		
記号番号	八環下第 号		
交付決定額	円		
設置場所	八王子市 _____		
変更内容			
交付申請額 算定方法			
変更交付申請額	円	変更後の工事に要する額	円
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
指定工事店名	住所 名称 電話 担当者氏名 担当者電話		

※添付書類：見積書（工事内訳を含む）・図面（配置図・構造図）・貯留浸透能力資料

※下記の欄には記入しないで下さい。

工事費選定	標準工事費 ・ 工事に要する額				受 付
特記事項					
本申請書を受理する。					
課長	主査	主任	課員	担当	

八環下第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長

雨水浸透施設設置補助金変更交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で変更申請のあった雨水浸透施設設置補助金について交付することを決定したので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

補助対象工事の内容を変更する場合または中止する場合は、速やかに工事変更申請書または取下届を提出してください。

記

交付決定金額

円

八環下第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長

雨水浸透施設設置補助金変更不交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で変更申請のあった雨水浸透施設設置補助金については、審査の結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

（理 由）

第7号様式（第9条第4項）

令和 年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所 _____

ふりがな

氏名 _____

電話 _____ () _____

雨水浸透施設設置申請取下届

雨水浸透施設設置補助金交付申請について下記のとおり取下げをしたいので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第9条第4項の規定により届け出ます。

記

設置場所	八王子市 _____
交付決定日	令和 年 月 日
記号番号	八環下第 号
交付決定額	円
取下げ理由	

※下記の欄には記入しないで下さい。

特記事項					受付
本報告書を受理する。					
課長	主査	主任	課員	担当	

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

申請者 住所 _____

ふりがな

氏名 _____

電話 _____ () _____

雨水浸透施設設置完了報告書

雨水浸透施設工事について完了したので、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第 1 0 条により報告します。

記

交付決定日	令和 年 月 日
記号番号	八環下第 号
交付決定額	円
設置場所	八王子市 _____
完了年月日	令和 年 月 日
工事に要した額	円
指定工事店名	住所 名称 電話 担当者氏名 担当者電話

※添付書類：領収書（工事内訳を含む）・竣工図（平面図と構造図）・工事写真

※下記の欄には記入しないで下さい。

特記事項					受 付
本報告書を受理する。					
課長	主査	主任	課員	担当	

第 9 号様式（第 1 1 条）

八環下第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長

雨水浸透施設設置補助金額確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付 八環下第 号で交付を決定した雨水浸透施設設置補助金について、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第 11 条の規定により下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

令和 年 月 日

八王子市長 殿

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

雨水浸透施設設置補助金交付請求書

令和 年 月 日付 八環下第 号により確定のあった雨水浸透施設設置補助金について、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記金額を請求します。

記

請求額 _____ 円

第11号様式(第16条)

雨水浸透施設の維持管理に関する協定書

八王子市及び_____（以下「所有者」という。）は、所有者が八王子市に設置した雨水浸透施設が果たす公益的な機能を十分に発揮させるため、次のとおり当該雨水浸透施設の管理に関する協定を締結する。

（対象施設）

第1条 この協定が対象とする施設は、その設置に関し令和8年度(2026年度)八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱(令和8年4月1日決定。以下「要綱」という。)の規定に基づき所有者が補助金の交付を受けた雨水浸透施設(以下「施設」という。)とする。

（協定期間）

第2条 この協定の存続期間は、この協定の締結の日から所有者が施設を廃止する日までとする。

（維持管理の実施等）

第3条 所有者は、施設が要綱の規定に基づいて具備すべき機能を十分に発揮させるため、施設の点検、清掃その他施設の維持管理に必要な措置を経常的に行い、及び当該措置に要する費用を負担する。

（破損時の修復等）

第4条 施設の設置完了後又は工事完了後に、目詰まり、変形、破損、浮き上がり等により施設の機能に異常が生じ、事故、問題等が発生した場合は、所有者の責により復旧し、及び解決しなければならない。

（善管注意）

第5条 所有者は、施設を善良なる管理をもって管理し、その機能の保全に努めなければならない。

2 所有者は、施設を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、書面をもって八王子市に届出をし、承認を受けなければならない。

（譲渡時の措置等）

第6条 所有者は、自らの転居その他の事情により施設の所有権の第三者への移転を行う場合は、あらかじめ、この協定の規定に基づき所有者が遵守すべき事項について、当該移転を受ける者(以下「譲受人」という。)に説明し、その理解を得よう努めなければならない。

2 所有者は、前項の規定による移転に係る契約の締結に当たり、譲受人が要綱の規定に基づき八王子市と協定を締結することを停止条件として付さなければならない。

3 譲受人が前項に規定する協定を記載した書面を八王子市に提出した場合には、この協定はその効力を失う。

（補則）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた事項については、八王子市及び所有者が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、八王子市及び所有者がそれぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

八王子市 住所 八王子市元本郷町三丁目 24 番1号
名称 八王子市
代表者 八王子市長 印

所有者 住所
氏名 印